

実施日	令和6年6月20日	担当	長崎労働基準監督署 安全衛生課
-----	-----------	----	-----------------

死亡労働災害多発に伴う緊急対策を要請しました。

長崎労働基準監督署（署長 井上 和秀）では、管内の労働の現場で、本年1月から5月までの間に4人の尊い命が失われ、5月末時点では過去10年で最多のペースとなっていることから、労働災害の発生に歯止めをかけ、これ以上、死亡労働災害を発生させないため、①労働災害防止団体等への労働災害防止の取り組み強化にかかる要請、②建設工事現場への合同の安全パトロールの実施、③労働災害防止を主眼とした個別指導の集中的な実施の3つの取り組みを行っています。

今回は、3つの取り組みの一環として、「死亡災害多発に伴う緊急対策要請文書 交付式」を令和6年6月20日に長崎合同庁舎で行いました。

「死亡災害多発に伴う緊急対策要請文書 交付式」には、労働災害防止2団体及び業界5団体の計7団体（以下を参照）が出席し、長崎労働基準監督署長より各団体の長あてに労働災害防止の緊急対策にかかる要請文書を交付しました。



長崎県労働基準協会長崎支部あての要請文書を交付する井上署長（右）

その後、長崎労働基準監督署と各団体との意見交換では、各団体で日頃行われている安全衛生パトロール、安全衛生教育及び安全衛生表彰制度等の労働災害防止に関する取り組み状況が報告されました。

なお、「死亡災害多発に伴う緊急対策要請文書 交付式」にて要請文書を交付した団体以外の関係団体（18団体）には、令和6年6月20日付けで要請文書を送付しました。

当署では、地域の実情を踏まえながら、引き続き関係団体等と協働して、労働災害防止の取組を進めてまいります。

管内の事業場の皆様におかれましても、リーフレット「STOP！ 死亡労働災害」のチェックリストを活用し、職場・現場の安全衛生管理等の再点検を行っていただきますようお願いいたします。

(交付式 出席団体) ※ 順不同

一般社団法人長崎県労働基準協会 長崎支部

建設業労働災害防止協会 長崎県支部 長崎分会

全国造船安全衛生対策推進本部長崎支部

一般社団法人長崎県産業資源循環協会

一般社団法人長崎県解体工事業協会

一般社団法人長崎県採石協会

一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会

(参照文書)

要請文書「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について」

別添「令和6年死亡災害発生状況(長崎労働局)(令和6年5月末現在)」

別添「長崎署 死傷災害(休業4日以上)・死亡災害の動向」「長崎監督署管内の

熱中症における労働災害状況」

リーフレット「STOP！ 死亡労働災害」

関係団体の長 殿

長崎労働基準監督署長

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

長崎労働基準監督署では、第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年度～令和 9 年度）において、死傷災害を減少に転じさせることを目標として、業種別の労働災害防止対策を推進することなどに取り組んでいます。

しかしながら、当署管内における労働災害による死亡者数につきまして、本年 1 月から 5 月までの間に 4 人の尊い命が失われたことにより、既に昨年 1 年間の死亡者数 4 人に並び、仮にこのままの傾向で推移した場合には平成 26 年以降最多となり、極めて憂慮すべき事態となっております。

このため、当署では、死亡災害多発に伴う緊急対策として、労働災害防止団体等への労働災害防止の取り組み強化にかかる要請、建設工事現場への合同の安全パトロールの実施及び労働災害防止を主眼とした個別指導の集中的な実施の3つの取り組みを行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、労働災害防止対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、別添のリーフレット等を活用し、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、貴職で行った取組みにつきまして、別紙「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について」に対する取組状況により、令和 6 年 7 月 26 日（金）までに報告いただきますようお願いいたします。

令和 6 年死亡災害発生状況（長崎労働局）

（5月末現在）

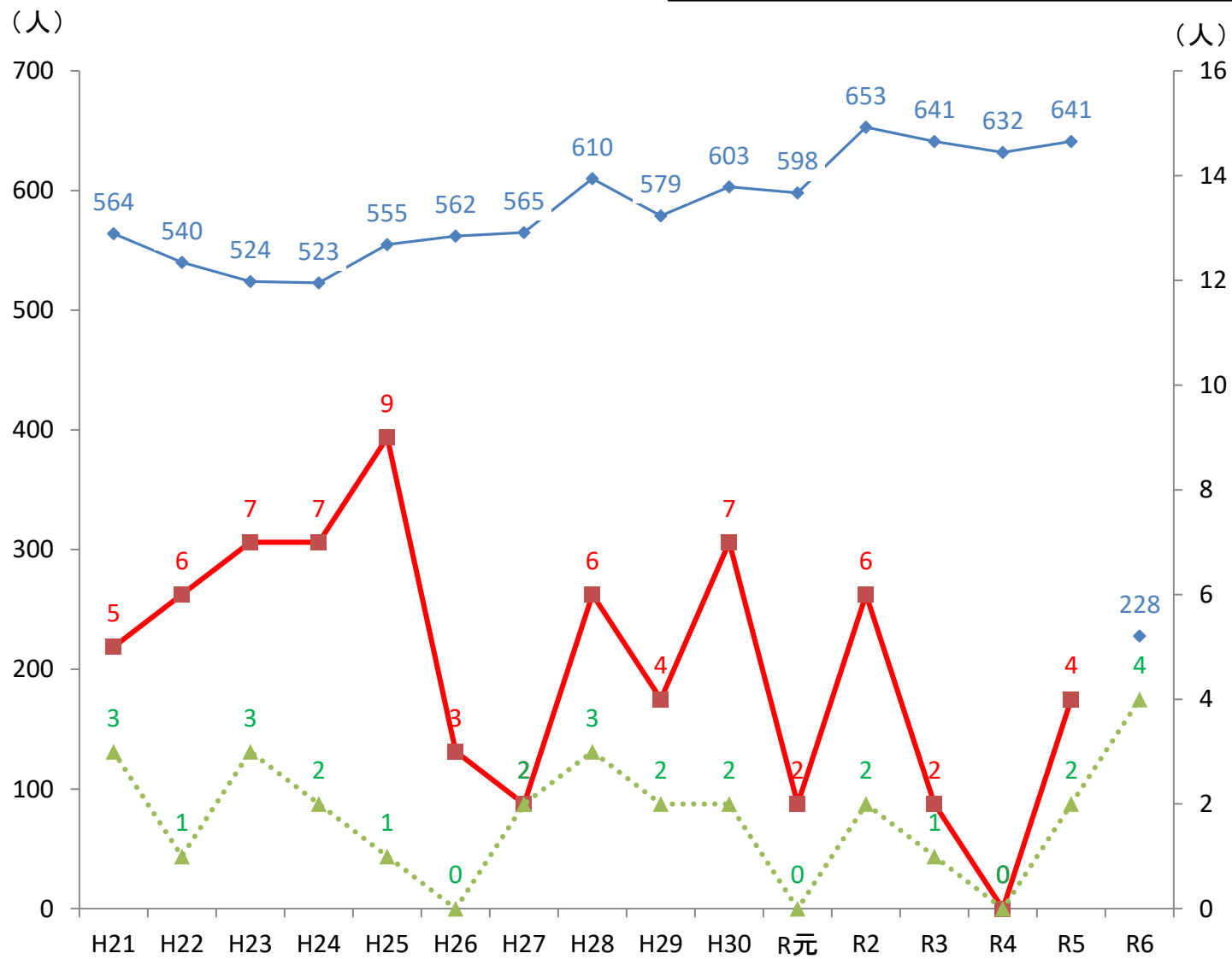
注）イラスト出典元：職場のあんぜんサイト

番号	発生年月	被災者職種年齢等	発生状況の概要	業種起因物事故の型	管轄署	
1	6.1	男	建造中のケミカルタンカーのタンク底部に倒れている被災者を発見し、その後死亡を確認したもの。発見時の状況から、タンク内の昇降設備から約1.2m墜落したものと推測される。		長崎	
		作業員				製造業（造船業）
		44歳				はしご等 墜落、転落
2	6.3	男	建造中のケミカルタンカーのタンク内で溶接作業を行っていたところ、タンク内で火災が発生し、タンク内で作業を行っていた労働者1名が死亡したもの。		長崎	
		作業員				製造業（造船業）
		34歳				溶接装置 高温・低温の物との接触
3	6.4	男	岸壁において、船舶の汚水を汚水処理船に受け入れ、汚水処理船で処理を行っていた労働者（2名）が、汚水処理槽内に入り死亡したもの（硫化水素中毒の疑い）。		佐世保	
		作業員				清掃・と畜業
		54歳				有害物 有害物等との接触
4	6.4	男	岸壁において、船舶の汚水を汚水処理船に受け入れ、汚水処理船で処理を行っていた労働者（2名）が、汚水処理槽内に入り死亡したもの（硫化水素中毒の疑い）。		佐世保	
		作業員				清掃・と畜業
		33歳				有害物 有害物等との接触
5	6.4	男	工場の解体作業において、解体中の建屋が崩壊し、解体用機械を運転していた労働者が下敷きとなり、死亡したもの。		長崎	
		作業員				建設業
		41歳				建築物、構築物等 崩壊、倒壊
6	6.5	男	残土処理場においてホイールローダーで走行中に路肩から転落し、ホイールローダーの下敷きとなり死亡したもの。		長崎	
		作業員				清掃・と畜業
		67歳				物上げ装置運搬機械 墜落、転落

	合計	管 轄 署 別						業 種 別						
		長崎	佐世保	江迎	島原	諫早	対馬	製造	建設	運輸交通	農林水産	商業	その他	
令和6年	6	4	2					2	1	1				2
令和5年	4	2		1		1		2	1					1

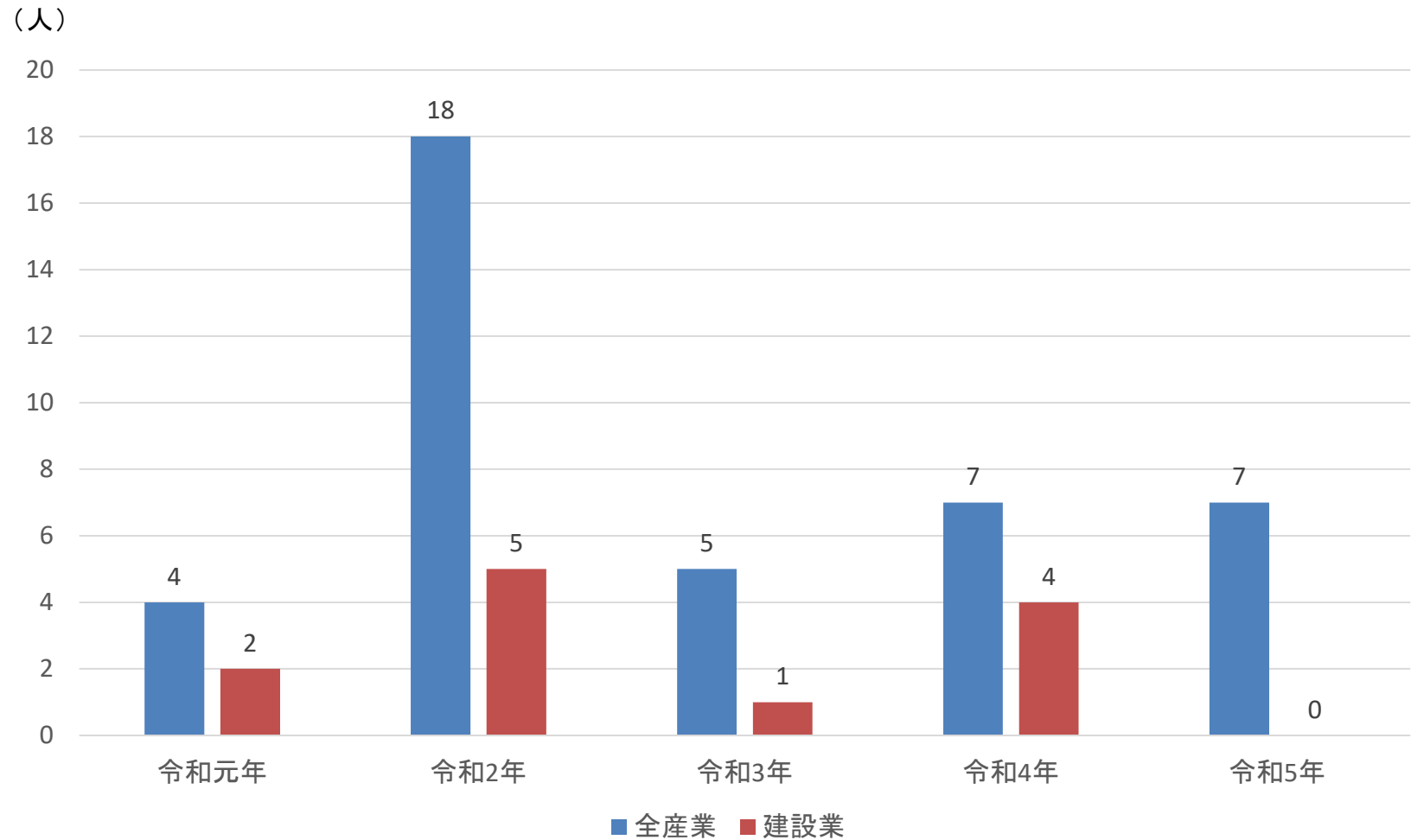
# 長崎署 死傷災害(休業4日以上)・死亡災害の動向

◆ 死傷者数    ■ 死亡者数    ▲ 5月末時点



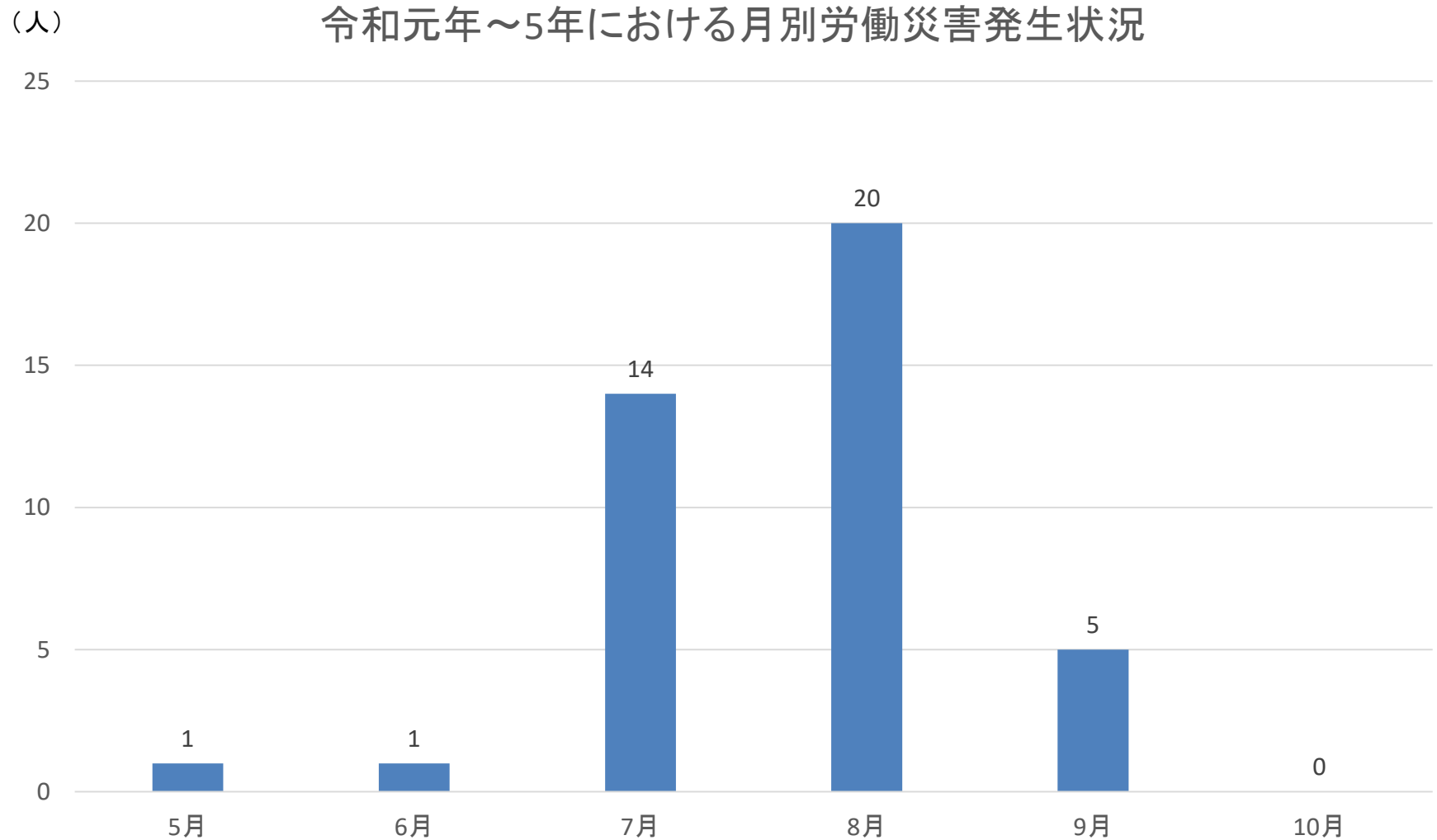
# 長崎監督署管内の熱中症における労働災害状況

## (1) 全産業と建設業の熱中症の労働災害件数の比較



# 長崎監督署管内の熱中症における労働災害発生状況

## (2) 月別・労働災害発生状況



EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY

**STOP!**

**死亡労働災害**



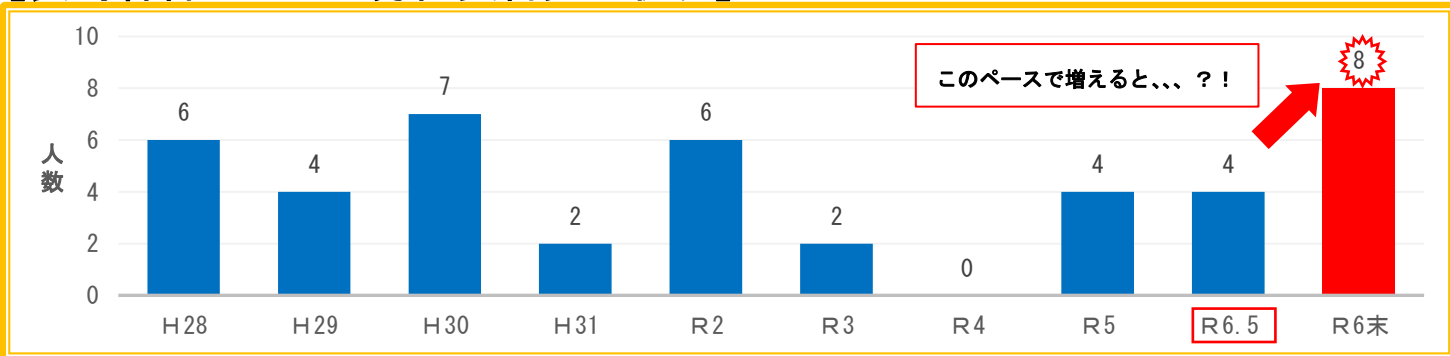
**労災防止緊急対策実施中!**

EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY EMERGENCY





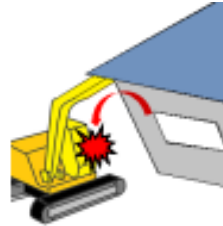

長崎労働基準監督署管内においては、令和6年5月末において、**4名**もの尊い命が労働の現場において失われています。これ以上の死亡労働災害は決して発生させてはいけません。事業主並びに労働者の皆様におかれましては、「労働災害は絶対に起こさない・起こさせない」という強い決意のもと、本リーフレット記載のチェックリストによる安全点検を実施していただき、職場の安全衛生管理の確認をよろしくお願いいたします。

### 【長崎署管内の死亡労働災害発生状況】



### 【令和6年 長崎署管内の死亡労働災害の概要】

※調査中の事案も含んでいるため今後変更の可能性もあります。

発生月	1月	3月	4月	5月
業種	造船業	造船業	建設業	清掃業
事故の型	墜落・転落	高温・低温の物との接触	崩壊・倒壊	墜落・転落
災害の状況	建造中のケミカルタンカーのタンク底部に倒れている被災者を発見し、その後死亡を確認したもの。発見時の状況から、タンク内の昇降設備から約12m墜落したものと推測される。	建造中のケミカルタンカーのタンク内で溶接作業を行っていたところ、タンク内で火災が発生し、タンク内で作業を行っていた労働者1名が死亡したもの。	工場の解体作業において、解体中の建屋が崩壊し、解体用機械を運転していた労働者が下敷きとなり、死亡したものの。	採石場内をホイールローダーで移動中、何らかの原因でホイールローダーとともに崖下に転落し、重機の下敷きになったもの。
イメージ図				

注) イラスト出典元：職場の安全サイト

### 【これ以上、死亡労働災害を発生させないために】

#### ①現場・職場の総点検の実施

チェックリストを参考に職場・現場の安全管理状況の総点検を実施してください。

#### ②「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」への参加

今年も7月1日より長崎局独自の取り組みである「アクションZERO～長崎ゼロ災運動～」が開催されますので、同運動にご参加いただき、職場・現場内での労働災害防止への意識の向上を図ってください。

詳細はこちら



# 労働災害防止チェックリスト（全業種）

<b>作業開始前</b>	経営トップは、安全衛生方針を表明し、掲示などして周知していますか	<input type="checkbox"/>
	体調不良の方がいないか確認していますか	<input type="checkbox"/>
	熱中症警戒アラートを確認していますか	<input type="checkbox"/>
	その日の作業開始前に、危険予知（KY）活動を実施していますか	<input type="checkbox"/>
	生産設備や工具類は、安全に使用できるよう点検・整備していますか	<input type="checkbox"/>
	機械の運転等の労働者に危険を及ぼす危険性のある作業について、作業手順書を作成・周知していますか	<input type="checkbox"/>
	リスクアセスメントを実施し、危険低減措置を講じていますか	<input type="checkbox"/>
<b>作業中</b>	安全通路の区画線が消えていませんか、安全通路に物を置いていませんか	<input type="checkbox"/>
	作業に応じた保護具（ヘルメット・墜落制止用器具・安全靴など）を使用させていますか	<input type="checkbox"/>
	高所作業が発生する箇所には手すりなどの墜落防止設備が設けられていますか	<input type="checkbox"/>
	垂直はしごに安全ブロックなどの墜落防止設備を備え付けていますか	<input type="checkbox"/>
	資格が必要な業務には、有資格者を就かせていますか （有資格者は充足していますか）	<input type="checkbox"/>
	作業者に指差確認（指差呼称）を行わせていますか	<input type="checkbox"/>
	作業責任者に作業の直接指揮、監視を行わせていますか	<input type="checkbox"/>
	機械の安全カバーなどの安全装置を無効化していませんか	<input type="checkbox"/>
	脚立やはしごは安全かつ有効な状態で適切な使用方法により使用していますか	<input type="checkbox"/>
	機械等を本来の用途以外で使用していないか （例：フォークリフトに人を乗せる、高所作業車で物を吊る）	<input type="checkbox"/>
<b>作業後</b>	片付ける場所には見える化（区画化）していますか	<input type="checkbox"/>
	掃除は行われていますか	<input type="checkbox"/>
	ヒヤリ・ハットなどの報告を受けていますか	<input type="checkbox"/>

点検実施日：      年      月      日

## 製造業のプラスαチェックリスト

作業前	機械の回転部などの巻き込まれ危険箇所にカバーや囲いなどを設けていますか	<input type="checkbox"/>
	機械の定期自主検査を行っていますか	<input type="checkbox"/>
	フォークリフト等を使用する際に作業計画を定め、作業範囲を立入禁止としていますか	<input type="checkbox"/>
作業中	安全管理担当による職場巡視を行っていますか	<input type="checkbox"/>
	機械の修理・点検・整備等の際には、機械を停止していますか	<input type="checkbox"/>
	溶接作業時には十分に換気を行っていますか	<input type="checkbox"/>
	適当な箇所に消火器等を設けていますか	<input type="checkbox"/>
	クレーン作業時の「3・3・3運動」(※)を徹底していますか	<input type="checkbox"/>
作業後	ガス等の供給口のバルブを閉め、ホースは取り外していますか	<input type="checkbox"/>
	堆積した粉じんを毎日掃除していますか	<input type="checkbox"/>

点検実施日： 年 月 日

## 建設業のプラスαチェックリスト

作業前	下請事業場との災害防止協議会を設置していますか	<input type="checkbox"/>
	重機等の使用に関する作業計画を作成・周知していますか	<input type="checkbox"/>
	足場や使用する機械について、作業前点検を行っていますか	<input type="checkbox"/>
作業中	元請や関係請負人の責任者による現場パトロールを行っていますか	<input type="checkbox"/>
	高さ2 m以上の箇所で作業を行う際に、足場等を設置していますか	<input type="checkbox"/>
	足場には手すり(85 cm以上)、中さん及び幅木が設けられていますか	<input type="checkbox"/>
	高さ1.5 m以上の箇所について、安全な昇降設備を設けていますか	<input type="checkbox"/>
	クレーン作業時の「3・3・3運動」(※)を徹底していますか	<input type="checkbox"/>
	重機等との接触危険箇所については、立入禁止又は誘導者を配置していますか	<input type="checkbox"/>
	崩壊・倒壊危険作業については崩壊・倒壊防止措置を講じていますか	<input type="checkbox"/>
	重機等の転倒・転落防止措置を講じていますか	<input type="checkbox"/>

点検実施日： 年 月 日

※「3・3・3運動」とは、玉掛け作業時の安全活動であり、30 cm地切り、3秒静止、3m退避することを表しています。